

入札公告

令和8年7月10日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 消防艇用燃料（単価契約）
- (2) 品名及び数量 軽油【免税】（JIS K2204号） 予定数量 19,250リットル
- (3) 規格等 仕様書による。
- (4) 納入期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所 受注者の所轄する給油所
- (6) 入札区分 本案件は、紙による入札案件である。
- (7) 入札方式 開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札を執行する。

(8) 入札方法

ア 入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」において「08-01 石油製品」に認定されている者であること。
- (3) 南消防署水上出張所桟橋から概ね半径4km以内の小型船舶が着岸できる給油所であること。
- (4) 固定給油設備の吐出量が毎分20リットル以上であり、かつ、南消防署水上出張所桟橋からの往復時間及び給油時間の合計が概ね1時間以内であること。
- (5) 当局の消防艇※を安全に係留することができる船舶用のビットを有すること。
※ 全長：18.2m 全幅：4.0m 深さ：2.1m 総トン数：19トン
- (6) 公告日から開札日までの間において、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 出荷確約書

ウ 給油所の所在地が確認できる書類

エ 小型船舶が着岸できることが確認できる書類

オ 固定給油設備の吐出量が毎分20リットル以上であることが確認できる書類

カ 当局の消防艇を安全に係留することができる船舶用ビットを有していることが確認できる書類

※ なお、出荷確約書は、開札後、落札候補者となった場合には、速やかに提出する必要があるもので、当該競争入札に参加する者は必ず事前に準備しておくこと。

3 開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和8年7月21日（火）午前10時30分
- (2) 場所 広島市消防局・中消防署庁舎4階 第二会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参。なお、郵送・電送その他の方法は認めない。
- (4) 入札回数 3回限りとする。

(5) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと（立ち会うことができる者は、1名とする）。

イ 開札の結果、入札金額の単価が、広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格である有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ウ 開札の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合には、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、予定価格の範囲内の価格で入札書を提出した者がいないときは、直ちに、再度入札、再々度入札を行う。この場合、初回入札又は再度入札に参加しなかった者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

(6) 仕様書等の入手方法（公告日からのダウンロード）

本市のホームページ【<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>】のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「調達情報公開システム」の「一般公開用」→「入札・見積り情報」（詳細）からダウンロードできる。

4 仕様書等の問合せ先

〒730-0051

広島市中区大手町五丁目20番12号

広島市消防局総務課

電話 082-546-3416（直通）

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、前記2(7)に掲げる書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出するものとする。

(1) 提出先 広島市消防局総務課

(2) 提出部数 1部とする。

(3) 提出期限 開札日の午後5時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他 入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。

ア 提出書類は、提出者において作成する。

イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 受領した書類は、返却しない。

エ 原則として、受領した書類の差替え又は再提出は認めない。

オ 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日時から落札者の決定までの間に前記2(2)の本市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認され、本件公告に示した調達物品を納入できると本市が判断した場合は、落札候補者を落札者として決定する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、競争入札参加資格を取り消す（最長3年間）。また、契約期間に係る総支払予定金額に対する入札保証金相当額（5%）の損害賠償金を請求する。

(2) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行できないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがあ

る。

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、再度入札を行った場合で1回目の最低価格以上の金額が記載された入札書、その他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約期間に係る総支払予定金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(5) 契約書については、次のとおりとする。

ア 本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）において、落札者が広島市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。ただし、契約用紙は、本市が交付する。

オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しない。